

# 国内募集型企画旅行条件（抜粋） \*必ずこの旅行条件書（抜粋）をお読みください。

- 1.本旅行条件書の意義…この書面には旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。この旅行は株式会社湯河原総合情報センター（神奈川県足柄下郡湯河原町宮下661 神奈川県知事登録旅行業第3-578号。以下当センター）が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当センターと募集型企画旅行契約を締結することになります。以下に記載する内容は契約事項の抜粋であり、お客様と当センターの旅行契約は記載した取引条件の説明内容と当センター旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 2.旅行の申込及び契約成立時期…①旅行契約は当センターの承諾（申込書の受取り日）をもって成立となります。②ご旅行代金（お一人様）は募集パンフレットに記載してあります。③最少催行人員に達しない場合は催行中止になります。
- 3.旅行代金のお支払い…旅行開始日当日に旅行代金全額を集合場所の係員にお支払いください。
- 4.旅行代金に含まれるもの…募集パンフレットに記載してあります。
- 5.旅行内容の変更…当センターは旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービス提供、官公署の命令など当センターの関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を取り止めるか、又はお客様に予め当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行契約内容を変更する事があります。但し、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後に理由を説明いたします。
- 6.個人情報の取扱いについて…当センターは、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させて頂く他、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領の為に手続の必要な範囲内で利用させて頂きます。
- 7.旅行代金の変更…第5項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにも拘わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更する事があります。

取 消 料					
旅行出発日の前日から起算して11日前まで	旅行出発日の前日から起算して10日前まで	旅行出発日の前日から起算して7日前まで	旅行出発日の前日	旅行開始当日	旅行開始後の解除又は無連絡不参加
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

下記お申込書に所定の事項をご記入の上、郵送又はFAX [0465-60-1363] にて株式会社湯河原総合情報センターまでお申し込みください。

## 「湯河原オプションツアー」 参加申込書

ツ ア ー 名	ご希望のツアー名に○をしてください	参加日	月	日	参加人数	名
	<input checked="" type="radio"/> 温泉場 町歩きガイドツアー <input checked="" type="radio"/> 坐禅と写経体験					

※6名様以上はコピーしてください

	参加者氏名（ふりがな）	年齢	性別	住 所	電 話	携 帯 電 話	宿 泊※
1 代表者	..... 様			〒 -	電話 ..... 携帯	.....	前日・当日・無
2	..... 様			〒 -	電話 ..... 携帯	.....	前日・当日・無
3	..... 様			〒 -	電話 ..... 携帯	.....	前日・当日・無
4	..... 様			〒 -	電話 ..... 携帯	.....	前日・当日・無
5	..... 様			〒 -	電話 ..... 携帯	.....	前日・当日・無

※宿泊欄：前日宿泊予定の方は「前日」に、当日宿泊予定の方は「当日」に、日帰り予定の方は「無」に○をつけてください。

当社で宿泊の斡旋もいたしますので、宿泊希望の方はお問い合わせください

### ●お申込み・お問い合わせ先

株式会社 湯河原総合情報センター

(神奈川県知事登録旅行業第3-578号) 国内旅行業務取扱管理者 / 青木陽子

TEL.0465-63-5599

FAX.0465-60-1363

〒259-0304 神奈川県足柄下郡湯河原町宮下 661 番地 (営業時間 / AM8:30~PM5:15)